

全国卸売酒販組合中央会は、平成 15 年 10 月に創立 50 周年を記念して、酒類の特性や時代が求める社会的責任等を再考するとともに、酒類卸売業者の主張や提言を取りまとめた「これからの時代の酒類事業のあり方」（副題：社会的管理体制の整備を中心として）を刊行した。刊行後 6 年が経過し、この間の酒類業界を取り巻く環境は、①量よりも満足感（質）を求める価値観の変化、②健康被害に関する WHO における審議、③飲酒運転等に対する罰則の強化、④原油や穀物原料価格の高騰、⑤コストオン方式に基づく新取引制度の推進等大きく変化してきた。このような状況を踏まえ、特に、①致酔性飲料としての商品特性に対する十分な配慮、②食の安全・安心への適切な対応、③資源環境問題への積極的な取組み等あるべき事業経営や産業政策に係る提言をこれまで以上に盛り込んだ改訂版を平成 21 年 10 月に刊行した。

### 第 1 酒類の特性

- 1 物質的特性  
致酔性飲料（健康面に対する長所と短所、飲酒運転等の事件・事故）
- 2 歴史・文化的特性  
風土・民族の文化（神とのかかわり、冠婚葬祭、コミュニケーションツールとしての役割）
- 3 制度的特性  
財政物資（酒税の保全、免許制度）
- 4 まとめ  
商品特性に対する消費者・事業者双方の十分な理解、制度的枠組みや規制の強化の必要性

### 第 2 酒類事業に求められる社会的課題

- 1 環境変化と社会的課題  
①社会の変化（少子高齢化等人口の減少による消費の限界、量から質への転換、適正生産）、②消費行動の変化（食の安全・安心、健康管理、未成年者飲酒防止、飲酒犯罪の防止）、③情報化社会の進展（電子商取引の進展）、④資源環境問題への対応（Co<sub>2</sub>の削減、リサイクル法（3R）の推進）
- 2 求められる社会的管理対象領域  
国民の健康保持、消費者視点の重視、資源環境問題に対する取組み、産業政策及び財政政策、治安問題への対応、企業倫理と法令遵守

### 第 3 これからの時代の酒類事業のあり方

- 1 国民の健康保持に対する対応  
未成年者の飲酒防止（対面販売、飲食業界の協力）、適切な情報の提供（商品情報、健康への注意表示、飲み方の啓発）、WHOへの対応、秩序ある販売促進活動（おとり商品の禁止、広告量の抑制、大容量商品の自粛）
- 2 産業政策及び財政政策に係る対応  
経営健全化、公正取引の推進、価格体系の見直し、適正生産への取組み
- 3 資源・環境問題に対する対応  
リサイクル法（3R）の推進、物流の効率化による Co<sub>2</sub>削減（共同配送）
- 4 消費者視点に立った「食の安全・安心」の徹底  
健康志向の高まりへの対応、消費者が必要とする各種商品情報の提供
- 5 治安問題への対応  
飲酒運転及びその他の飲酒事件・事故の未然防止に向けて積極的取組み

### 第 4 求められる酒類行政のあり方

- 1 国民の健康保持のための施策  
表示の義務化（妊産婦への注意表示等）、広告量の制限（電波媒体、価格訴求チラシ等）、未成年者飲酒防止、大容量容器商品の制限
- 2 産業政策及び財政政策  
公正取引の推進（措置請求・通報制度や酒類免許停止の創設）、産業行政の積極的展開（独自の企業対策と助成措置、行政指導の徹底）、新たな酒税制度の創設等（貸倒れに係る酒税の還付、消費税との調整減税）
- 3 資源環境政策  
省資源や Co<sub>2</sub>削減の観点から、行政指導による環境整備
- 4 酒類事業法（仮称）の制定  
酒類行政を総合的に推進するために、現行の関係法令を再構築して関係省庁を横断し包括した「酒類事業法（仮称）」の制定を要望
- 5 「酒類白書」の刊行  
酒類を取り巻く状況、課題、展望等を取りまとめた「酒類白書」の定期刊行を要望

### 第 5 これからの時代の酒類業団体のあり方

- 1 事業内容の充実  
酒類業界が直面する各種課題に対する対応策の企画立案及び着実な実施
- 2 組織・運営体制の整備  
①酒類業中央団体連絡協議会（酒中連）の更なる機能強化  
②事業の広域化等の環境変化を踏まえた卸売酒販組合組織のあり方（統合）